

【市民生活に必要なサービスを安全に提供する休業要請対象外施設への支援】

問1 支援金とは何か

福岡県が基本的に休業や時短を要請しない、市民が生活するために必要なサービスを提供する施設で、緊急事態宣言が延長される中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、市民の安全に配慮しながら、頑張っ営業を続けている中小企業や個人事業主を支援するため、支援金を支給するものです。

問2 対象事業者は

福岡県が作成した「基本的には休止を要請しない施設一覧」のうち、市民と直接的に接する機会が多い施設を、市民の安全に配慮しながら、5月7日～5月31日の間に営業した中小企業・小規模事業者（個人事業主含む。売上が30%以上減少した事業者に限る。）となります。

※他に支援策をおこなっている宿泊施設や食事提供施設(飲食店)は対象外となります。

※市民と接する機会がない施設（事務所、工場など）は対象外となります。

福岡県が指定した「基本的に休止を要請しない施設」は、「施設の休止等について(福岡県ホームページ)」でご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html#a1-2>

福岡県からの事業者への休業要請に関する相談は下記の専用ダイヤルで対応します

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口（24時間対応）

TEL 092-643-3288

FAX 092-643-3697

問3 どういう施設が該当するのか

福岡県が作成した「基本的には休止を要請しない施設一覧」で、具体的には市内で営業する小売店や、理美容、タクシーなどになります。

ただし、ほかに支援策を行っている宿泊施設や飲食店、市民と接する機会がないオフィス（事務所）、工場等は対象外となります。

【市民生活に必要なサービスを安全に提供する休業要請対象外施設への支援】

問4 市民の安全に配慮とはどういうことか。

例えば、

- ・マスクや衛生用ユニフォーム等の着用
- ・アルコール消毒液や空気清浄機、窓口等へのガード板の設置
- ・施設内の定期的な消毒

などの取り組みが想定されます。

問5 支援金の額はいくらか。

法人は一律15万円、個人事業主は一律10万円となります。

問6 市内に複数の施設を有しているが、すべて対象になるのか。

1法人または1事業主が複数施設を有する場合であっても、法人は一律15万円、個人事業主は一律10万円となります。

問7 申請及び支給開始時期は。

申請受付は5月下旬、支給開始は6月上旬を目指して準備を進めています。

問8 申請時にどのような書類が必要になりますか。

福岡県持続化緊急支援金の申請に提出した書類などが活用できるよう、詳細を検討中です。正式に決まり次第、ホームページでお知らせします。